

北浜テラス 事業評価書（事務局案）

令和8年1月29日（木）
 令和7年度 第1回
 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

資料 4-2

事業概要

評価年度	令和3年度 ～ 令和7年度
区域名・事業名	北浜・大阪川床「北浜テラス」
占用主体	北浜水辺協議会
事業者	北浜水辺協議会
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 土佐堀川（旧淀川）沿いに位置する北浜において、恒常的な水辺の賑わいを創出することを目的とする。 18川床（17店舗、1展望台）が営業中。 令和5年度にキタハマミズムの運用を開始。 地域貢献のための河川敷清掃や他団体と連携したイベント、各種媒体での情報発信を実施中。 組織強化のため会員ヒアリング等、協議会内での取り組みを実施中。

事業評価

賑わい創出	地域活性化 （地域活性化に資する川を生かしたまちづくりのための利用となっているか）	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年常設開始から15年が経過し、18川床が設置され、水辺の日常の風景が形成されている。証券街であった北浜エリアのイメージが一新され、対岸の中之島公園や南側の北浜エリアとの回遊性が生まれ、地域の魅力向上に寄与している。 地域貢献のため水辺空間の全体清掃活動を令和3～7年度の間、4回実施。 テラスと大阪水の回廊の拠点直接舟運で結ぶ、キタハマミズムの運営を限定的に開始した。現在、ハードの設置、運用の準備を推進中。
	水辺の賑わい、集客性 （水辺の賑わいにつながる提案内容となっているか、集客性はあるか）	<ul style="list-style-type: none"> 利用者は令和3年度にコロナの影響を受けピーク時の6割に減少したが、開放的な環境が好感を持たれ早い復活となった。令和4年度以降、過去最高の川床利用者数が続いている。 令和3～7年度には、川床1軒（店舗）増の計18川床となっている。令和7年度に3棟のビル所有者移転に伴う川床所有者変更があった。 以前と同様、各店舗のテラス利用者数や参画テラス数の増加を追い、エリアのイメージを向上させるイベントや情報発信の質を担保し継続していくことで、世界に誇る水都大阪の風景に貢献しており、水辺の賑わい創出に寄与した。 <p>[利用者実績]</p> <p>令和3年度 129,622人 令和4年度 221,612人 令和5年度 253,063人 令和6年度 258,342人</p>

	<p>情報発信 (水辺の賑わいのための拠点施設として、連携・ネットワーク等の交流や情報発信は行っているか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種取材や視察への対応、サイトや SNS の再構築による情報発信を行い、川床や水辺の賑わいの広報に努めている。 ・国交省ミズベリング、水都大阪コンソーシアム、地元団体との連携による活動や人材交流を継続的に進めている。 ・会員の協議会運営への理解や参加を図るため、会員へのヒアリングを実施し、課題解決への動きにつながった(親睦会、今後のルールのわかりやすい解説企画など)。
	<p>次年度以降の取組方針 (提案内容の実現性はあるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍後、キタハマミズムの係留場の運営を限定的に開始した。水上安全協会との協議により、現在は限られた舟運会社のアクセスで試行中。 ・協議会の日常運営及び組織強化、クオリティコントロール、情報発信などは現体制で継続的に実施。 ・事業者からは計画の見直しを行いながら引き続き事業の推進に取り組み意欲が示されており、一定の実現性がある。
河川管理	<p>周辺との調和 (一般通行の障害、騒音、臭気等について十分に配慮されたか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、従業員による施設内外を含めた清掃を実施するとともに、年に一度、協議会にて河川敷清掃を行っており、周辺と調和するよう努めている。 ・過去5年間、事業者及び関係機関に苦情や要望はなかった。
	<p>良好な施設の維持管理 (維持管理の不備により施設利用者に危害を及ぼすことは無かったか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルオーナーによる設備点検などの維持管理を実施しており、施設が施設利用者に危害を及ぼすことはなかった。 ・過去5年間、施設に不具合が生じた場合は、その都度補修を実施するなど、維持管理は適切に行われている。
	<p>利用者の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営業前に施設に異変がないか安全確認を毎日実施。 ・荒天時はテラス営業を中止している。 ・令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島地震に伴う津波注意報の発令時は、堤内地のため通常営業を継続して行った。
	<p>占用施設の種類の (特区内で認められている占用施設と実際の設置施設が合致しているか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の設置施設は特区内で認められている占用施設に合致している。 <p><北浜で認められている占用施設と実際の設置施設(四角囲み)> 遊歩道、船着き場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、川床、その他都市及び地域再生等のために利用する施設</p>
取組の総合評価		<ul style="list-style-type: none"> ・川床の設置により水辺の日常の風景が形成、証券街であった北浜エリアのイメージが一新され、対岸の中之島公園や南側の北浜エリアとの回遊性が生まれ、地域の魅力向上に寄与している。 ・適切に維持管理が行われており、大きな苦情等も特になく、施設管理者及び周辺利用者との大きなトラブルはなかった。 ・利用者実績数についてもコロナ禍前より利用者が増加し、水辺の賑わいが創出されている。 ・令和8年度以降も引き続き、他団体と連携したイベントの実施や各種媒体での情報発信等を予定されており、事業を推進する意欲が示されており、一定の実現性がある。

事業評価（案）

総合的に評価し、事業継続は妥当である。
水都大阪ビジョン等でも位置付けのある水都大阪の拠点として、地域との連携を意識した取り組みを実施するなど、川床を活かした地域活性化、水辺を楽しむというまちづくりに繋がる更なる取り組みに期待する。